


所管部課	市民部 産業振興課	部長	関田 新一			
件名	東大和市農業委員会委員の選任手続に関する規則について					
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例	農業委員会等に関する法律				
	規則	農業委員会等に関する法律施行規則				
	部課	総務部、都市建設部				
	機関					
1. 要旨						
<p>農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、「東大和市農業委員会委員の定数条例」が、平成28年第4回市議会定例会で可決されたことから、改正を受け、公選制から議会の同意を得て、市長が任命するための手続を整備する必要がある。</p> <p>そこで、新たに農業委員を選任するために、「農業委員会委員の選任手続に関する規則」を制定するものである。</p> <p>(1) 施行日 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>(2) 影響及び効果 農業委員の選任について、公正性・透明性を図ることができる。</p>						
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)						
<p>【平成28年12月22日】農業委員の選出方法の変更に伴う説明会</p> <p>【平成29年1月1日広報・HP】農業委員の選任 (推薦又は公募) 方法の周知</p> <p>今後のスケジュール</p> <p>【平成29年2月HP】推薦・公募の実施</p> <p>【平成29年3月】推薦・公募状況公表</p> <p>平成29年第2回市議会定例会 議会同意</p> <p>現在の農業委員の任期 平成26年7月20日～平成29年7月19日</p> <p>平成29年7月20日 市長任命 (辞令交付)</p> <p>平成29年7月20日 臨時農業委員会</p> <p>規則の案文については、文書課において審査済み</p>						
3. 留意事項 (問題点等)						
4. 主管部処理案 (検討結果等)						
<p>庁議付議後、速やかに制定手続を進めたい。</p> <p>農業委員会委員候補者推薦募集要領及び様式については、市長決裁としたい。</p>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。